



社会福祉法人輪島市福祉会

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

訪問介護、訪問入浴介護、短期入所、居宅介護支援、介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護、配食サービス、在宅介護支援センター、日常生活支援総合事業



敬老会 2026/09/28

大食堂にて、あての木園敬老会が開催されました

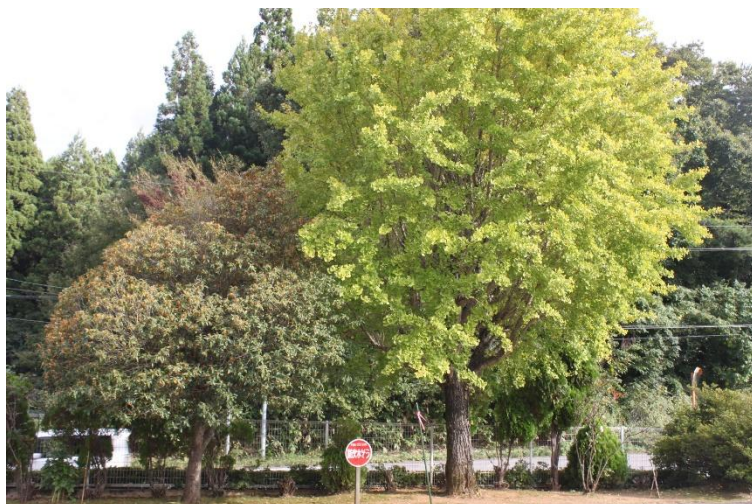
前田正彦理事長の開会の挨拶で始まり、今年米寿迎えられた方、100歳以上の方に坂口茂輪島市長より記念品の贈呈が行われました。

最後に、記念品を贈られた入居者、家族、坂口輪島市長も入り記念撮影が行われました。

米寿を迎えられた方、100歳以上の方 これからもお元気で長生きをしてください。



秋 いちょう、キンモクセイ、柿の木



9月末から10月上旬にかけて、三井町拠点にあるいちょうの木の銀杏、柿の木の実がなり、キンモクセイの花が咲き始めました。

正面玄関前の庭にいちょうとキンモクセイの木がありますので、見てみてください。

暑いと思っていましたが、もうすっかり秋になりました。



■「カスタマーハラスメントに対する行動指針」

令和8年(2026年)10月1日から、企業等にはカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになり、当法人のカスタマーハラスメントの行動の基準を示します。

目的

社会福祉法人輪島市福祉会(以下「輪島市福祉会」という)の理念を実現し、適切な介護サービス等(以下「サービス」という)の提供を行うためには、サービスを利用される皆さんや家族等(以下「ご利用者等」という)との信頼関係をもとに、安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるような協力関係が必要です。

輪島市福祉会とご利用者等と良好な関係を構築することでサービスの質を向上させ、満足いただけるサービスが提供できるために行動指針を定めます。

カスタマーハラスメントとは

ご利用者等からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為を行うことをいいます。輪島市福祉会は、ハラスメント行為から職員を保護しなければならない義務があります。

社会通念上許容される範囲を超えるものとは……

言動の内容が社会通念上許容さえる範囲を超えるもの(例)

- ①そもそも要求に理由がない、サービス等と全く関係のない要求
 - ・性的な要求や、職員のプライ橋に関わる要求をすること
- ②契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
 - ・契約内容を著しく超えたサービスの要求をすること
- ③対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
 - ・契約金額の著しい減額の要求をすること
- ④不当な損害賠償要求
 - ・サービス等の内容と無関係である不当な損害賠償要求をすること

手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの(例)

- ①身体的な攻撃(暴行、傷害等)
 - ・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと
 - ・物を投げつけること
 - ・わざとぶつかること
 - ・つばを吐きかけること
- ②精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求等)
 - ・事業所の物を壊すことをほのめかす発言や SNS 等インターネットへ悪評を投稿することをほのめかす発言によって職員を脅かすこと
 - ・SNS 等のインターネットへ職員に係るプライバシーに係る情報の投稿等を行うこと
 - ・職員の人格を否定する言動を行うこと
 - ・職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行うことを含む
 - ・土下座を強要すること
 - ・盗撮や無断での撮影をすること
 - ・職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、当該職員の了解を得ずに他の者に曝露すること又は当該職員が開示することを強要する若しくは禁止すること
- ③威圧的な言動
 - ・大きな声をあげて職員や周囲を威圧すること
 - ・反社会的な言動を行うこと
- ④継続的、執拗な言動
 - ・同様の質問を執拗に繰り返すこと
 - ・当初の話からすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること
 - ・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること
- ⑤拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)
 - ・長時間にわたる居座りや電話で職員を拘束すること

発生した場合の対応

輪島市福祉会では、ハラスメントとみられる職員の就業環境が害されるような利用者等による著しい迷惑行為があった場合、カスタマーハラスメントとして毅然とした対応を行います。そのため、ハラスメントに適正かつ迅速に対応するため、外部機関(行政機関、警察、弁護士等)と連携します。

カスタマーハラスメントが行われた場合は、利用契約を解除、またはサービス提供中止をさせていただくこともあります。

お願い

適切な介護サービスの提供を行うため、ご利用者等と良好な信頼関係をもとに、安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう、ご協力をお願いします。

■最低賃金 石川県最低賃金が1,113円に

石川県の最低賃金が、10月3日(土)から1113円に引き上げられることに伴い、輪島市福祉会は10月1日から初任給及び採用時の給与を変更します。

初任給決定標準表

学歴職種等	改正後	改正前
高等学校卒業又はそれに相当する学力を有する者	191,400	177,500
短大等卒(1年)	197,400	184,200
短大等卒(2年)	202,700	191,400
短大等卒(3年)	208,100	197,400
大学卒	213,100	202,700

求人票の給与も見直しました

歯科衛生士(正職員)	208,100 円～278,100 円
栄養士(正職員)	202,700 円～278,100 円
機能訓練指導員(正職員)	208,100 円～278,100 円
運転手・介護助手(臨時職員)	1,120 円/時給
登録ヘルパー(臨時職員)	1,120 円～1,450 円/時給
看護職員(正職員)	202,700 円～278,100 円

(参考) 輪島市福祉会 職場の魅力

社会福祉法人 輪島市福祉会

～令和6年能登半島地震、奥能登豪雨を乗り越えて～

◇ 私たちの使命

奥能登の高齢者の皆さんが、奥能登に住み続けられるよう、これからも日々の暮らしを支えていきます
地域福祉の推進や高齢者福祉の充実に取り組んでいます

力を合わせて、みんなで進んでいきましょう



◇ 職員について

男性・女性問わず様々な職種の方が活躍しています
年齢も幅広く22歳から75歳の方がチームとなって活躍しています

◇ 職員の保有資格とキャリア形成

様々な資格を持った方が活躍しています
介護福祉士、社会福祉士、認定特定業務従事者認定、社会福祉主事、認知症介護実践研修、介護支援専門員、看護師、准看護師、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、作業療法士、介護職員初任者研修、認知症介護基礎研修

◇ 職務給制度

わかりやすい仕組みづくりに取り組んでいます
職責、役割、職級及び勤務年数、保有資格、業務、必要な研修、昇級条件を明示しています

◇ 福利厚生

働きやすい職場づくりのため労使とも一緒に取り組んでいます
住居手当、扶養手当、通勤手当、職員用駐車場の整備、資格取得支援として交通費及び宿泊費支給、スクーリングは研修扱いとし受講料の半額助成、退職金の上乗せ制度、制服無償貸与、年次有給休暇の積立制度、リフレッシュ休暇、健康診断のための特別休暇、永年勤続表彰、成人祝金

■天井走行リフト勉強会 2026/09/25

七尾市にある老人保健施設寿老園の職員の方が、あての木園にある天井走行リフトの使用状況の視察や天井走行リフトを使用してみる勉強会に来園されました。

職員との意見交換もあり 大変有意義な勉強会が開催されました。



※天井走行リフトのメリット

腰痛予防に役立つ

人が安全に持ち上げることが出来る重量は、20kg～25kg と言われています。

移乗介助において、介護される方を持ち上げる部分にリフトを利用することにより、介護スタッフを腰痛から守る安全な移乗介助が実現できます。

介護の質を維持する

介護スタッフに腰痛などの健康問題が発生した場合、休暇を取る方や離職者が増え、代替要員の確保が必要になってしまいます。

リフトの利用により、介護する方の負担を軽減することは、介護人材の確保につながり、介護の質を維持することにつながります。

安全安心を実現する

介護スタッフ全員がリフトを利用し、介護される方を安全に移乗させることにより、介護される方や家族に安心感が広がります。さらに、移乗動作中に吊られる方への声かけや気づかい・心配りなどができるようになり、コミュニケーションが深まります。

(上記の写真は あての木園内で行われた天井走行リフトの取扱い説明会の様子)

第35回令和8年度全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会(石川大会)

2040年への岐路に立つ地域包括ケア～地域包括・在宅介護支援センターの備えと実践～

9月29日(火)～30日(水)の2日間、金沢市の TKP ガーデンシティ PREMIUM 金沢駅西口において、全国の地域包括・在宅介護支援センター職員133名が集い、研究大会が開催されました。

当法人からも職員2名を派遣し、大会運営に関わりました。

また、特別企画(オンデマンド配信)の 座談会 災害に備える ～いま、センターに必要な備えの視点～をテーマに 谷口広之あての木園在宅介護支援センター長が座談会に参加しました。

○ 地域包括支援センターとは

・地域包括支援センターは、住民の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的に、平成 18 年施行の改正介護保険法により創設された施設です(第 115 条の 46 第 1 項)。

・市町村が設置主体となり、日常生活圏域(概ね人口 2～3 万人に 1 か所が目安)への設置が推進されました。平成 30 年 4 月現在、すべての市町村に 1 か所以上、全国に 5,079 か所設置されており、その数は毎年微増しています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置され、地域において公正・中立的な立場から、以下のような業務を通じて、高齢者等の地域を支える中核的な機関として取り組みを行っています。

【主な業務】

・住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を行う「総合相談支援業務」

・成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応など「権利擁護」

・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援や地域のケアマネジャーへの日常的個別指導・相談等を行う「包括的・継続的ケアマネジメント支援」

・要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成等を行う「介護予防ケアマネジメント」

○ 在宅介護支援センターとは

・在宅介護支援センターは、1989(平成元)年「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」により、高齢者の在宅福祉や施設福祉の基盤整備の推進の一環として、高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう、全国 1 万か所の設置目標に、予算措置が図られ、整備が進められた施設です。

・在宅介護支援センターは設立後、1994(平成 6)年に改正された老人福祉法において「老人介護支援センター」として規定されています(第 20 条 7 の 2)。

・在宅介護支援センターでは、地域の高齢者やその家族の福祉の向上を目的に、小地域に根ざした相談支援や地域の実態把握、関係機関等との調整、ネットワークづくり等の取り組みが進められました。

・平成 17 年には全国に最大 8,668 か所が設置されたものの、介護保険制度導入後、地域包括支援センターの創設により、その多くは地域包括支援センターへ移行したほか、地域包括支援センターのプランチ※1、サブセンター※2 として位置づけられました。一方、運営主体である社会福祉法人等が継続して「在宅介護支援センター」事業を展開し、住民により身近な地域における相談支援や地域づくりに取り組んでいるセンターもあります。

※1 プランチ:住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約したうえで、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」

※2 サブセンター:本所となる地域包括支援センターが統括機能を発揮し、それぞれの支所が 4 機能を適切に果たすセンター

◎地域包括支援センターも在宅介護支援センターも、高齢者等の抱える生活課題等の解決とともに、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるような地域づくりに向け、地域住民や関係機関とともに連携しながら取り組みを進めています。

社会福祉法人 輪島市福祉会 公式ウェブサイト

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

電話番号 0768-26-1661 FAX 番号 0768-26-1751

メール atenoki@skyblue.ocn.ne.jp

<https://amusewajima.gr.jp/atenokien/>

